



応募の資格
現に枕崎市内において保育園を運営している者で、社会福祉法人の認可を受けているもの。

応募の資格
昨年の9月に枕崎市立保育所の民営化についての方針を発表し、準備を進めてきましたが、臨時市議会が7月20日、21日に開催され、来年4月から市立保育所を民間に移管することが正式に決まりました。今後、市立保育所の移管先の法人の公募を行い、選定委員会で選定して移管先の法人を決定し、来年4月から新たな法人が運営することになります。つきましては、次のとおり市立保育所の民間移管先の公募を行います。

平成17年度枕崎市地域再生等担い手育成支援事業

「フラワーストリートコンテスト」へ応募してみませんか

応募の資格
現に枕崎市内において保育園を運営している者で、社会福祉法人の認可を受けているもの。

応募に関する問合せ
3時までに、枕崎市立保育所へ提出すること。
その他詳しいことは、枕崎市立保育所へお問い合わせください。

枕崎市立保育所の民間移管先の公募を行います

■移管に当たつての基本的条件
①平成18年4月1日から枕崎市立保育所の措置児童を継続して受け入れ、今後も保育内容の維持向上に努めること。
②土地は10年間無償貸付とする。その後は、有償貸付け又は有償譲渡とする。ただし、保育所以外の用途に使用してはならない。

③建物及び付帯設備は譲与する。ただし、保育所以外の用途に使用してはならない。(建物は、補助金の適正化に関する法律により財産処分の制限を受ける)
④物品は、譲与する。
⑤土地、建物、設備等の維持管理に伴う費用は、引受先の社会福祉法人の負担とする。
⑥民間移管に伴い、現在の委託人等については、その雇用に十分配慮すること。
⑦保育内容等については移管前の保育内容を継続することを基本とし、別途定める(保育所運営の条件を遵守すること)。

申込受付及び場所
平成17年8月19日(金)午後3時までに、枕崎市立保育所へ提出すること。
その他詳しいことは、枕崎市立保育所へお問い合わせください。

Information

応募の資格
現に枕崎市内において保育園を運営している者で、社会福祉法人の認可を受けているもの。

応募に関する問合せ
各通り会が日頃から清掃成の管理に協力している街路又は今後そのような計画を有する街路)で、交通に支障のない場所)。
プランター等の設置延長が概ね5m以上あり、道路占用許可(市建設課)を取つてないこと。
また、適当な街路の無い通り会が、近隣の公園等にプランター等の設置延長が概ね5m以上あり、道路占用許可(市建設課)を取つてないこと。

問合せ 市民健康課市民係 TEL72-1111 内線141・143

■戸籍の電算化とは
これまでの戸籍は、紙の原本で管理され、手作業で記録などを行っていたため、多くの時間と労力が必要でした。戸籍事務をコンピューターで処理することにより、戸籍の作成から証明書発行までをスピード化し、住民サービスの向上と事務改善を図るものです。

■戸籍の電算化によりこれまでと変わった点は
戸籍謄本などの名称が変わります
これまで、戸籍に記載されている全員を証明するものを



8月29日から戸籍電算化スタート

戸籍謄本・抄本が変わります

登録するための「氏名」「登録するための「氏名」に「協力を
には常用漢字・人名用漢字及びその他国民一般に通用している文字で記載することになります。戸籍をコンピューターに登録します。

今回の電算化により、戸籍には常用漢字・人名用漢字及びその他国民一般に通用している文字で記載することになります。戸籍をコンピューターに登録します。

現在、該当する人には、コンピューター登録する「氏名」に「協力を」として登録する予定です。戸籍をコンピューターに登録するにあたり、誤字などで記載されている文字について記載される「氏名」に「協力を」として登録する予定です。戸籍をコンピューターに登録するにあたり、誤字などで記載されている文字について記載される「氏名」に「協力を」として登録する予定です。

『戸籍証明書の新旧比較』

項目	従来的方式	戸籍電算化後
名称	戸籍謄本(全員)	全部事項証明
戸籍抄本(個人)	個人事項証明	
様式	B4版横長縦書き	A4版縦長横書き
書式	文章形式	箇条書き
用紙	白紙	偽造防止用紙

②内容がわかりやすくなります
今までの戸籍は縦書きの文章形式でしたが、新しい戸籍は横書きで項目ごとに整理・記載され、内容がわかりやすくなります。
これまで手作業で10分程度要していた時間が5分程度になります。今後、除籍・原戸籍がシステム化されると相続などの発行時間は10分の1程度に短縮されます。また、婚姻届のように新しく戸籍がつくれられる場合にも、届出を受けてから審査・記載までの日数が2分の1程度に短縮されます。

③発行時間の短縮
これまで手作業で10分程度要していた時間が5分程度になります。今後、除籍・原戸籍がシステム化されると相続などの発行時間は10分の1程度に短縮されます。また、婚姻届のように新しく戸籍がつくれられる場合にも、届出を受けてから審査・記載までの日数が2分の1程度に短縮されます。

Q 電算化されることで、戸籍の証明書が請求できるのですか?
A 電算化されるのは本籍地が枕崎市にある方だけです。本籍地が市外の方は從来どおり、それぞれの本籍地の市区町村に請求してください。

Q 電算化されることで、戸籍の証明書が請求できるのですか?
A 電算化によって、手数料が変わることはあります。戸籍の証明手数料は、『平成改製原戸籍』として保存されます。

Q 電算化で、個人情報は守られますか?
A 個人情報を保護するため、管理規則などを守ります。また、外部のシステムと接続することはあります。戸籍の手数料は、今までとおり1件あたり450円です。ただし、平成改製原戸籍の手数料は75円です。

Q 電算化で、証明手数料は変わりますか?
A 電算化によって、手数料が変わることはあります。戸籍の証明手数料は、今までとおり1件あたり450円です。ただし、平成改製原戸籍の手数料は75円です。

Q 電算化で、個人情報は守られますか?
A 個人情報を保護するため、管理規則などを守ります。また、外部のシステムと接続することはあります。戸籍の手数料は、今までとおり1件あたり450円です。ただし、平成改製原戸籍の手数料は75円です。



戸籍の電算化